

【事業所向け留意事項】

○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について

今回の報酬改定に伴う新たな加算等の追加や廃止について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。届出が正しく行われず、または期日から遅れてしまう場合、事業所台帳に不備が生じたまま都道府県から国保連合会に提出されることや、提出が審査に間に合わないことから、事業所台帳不整備の結果、不当な請求の返戻等につながる恐れがある。このことから、介護サービス事業所は都道府県等が定める期限までに確実に届出を提出するよう留意されたい。

1. 届出様式、届出項目に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。なお、新たに追加された届出項目等の他に、既存の届出項目について算定要件が変更されたものについては、改めて届出を行うこと。（詳細は別紙のとおり）

2. 提出の期限等

4月及び6月の報酬算定に係る届出は、提出期限までに確実に都道府県等に提出すること。特に新規指定事業所においては、準備期間を考慮して早期に対応されたい。

なお、令和6年4月の届出を提出する際に令和6年6月以降分を併せて提出することとしても差し支えない。

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和6年6月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	11：訪問介護 12：訪問入浴介護 15：通所介護 16：通所リハビリテーション 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護（短期利用型） 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス 62：介護予防訪問入浴介護 66：介護予防通所リハビリテーション 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71：夜間対応型訪問介護 78：地域密着型通所介護 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員処遇改善加算」 を 「介護職員等処遇改善加算」 に名称変更し 「1：なし」 「6：加算Ⅰ」 「5：加算Ⅱ」 「2：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「7：加算Ⅰ」 「8：加算Ⅱ」 「9：加算Ⅲ」 「A：加算Ⅳ」 「B：加算Ⅴ（1）」 「C：加算Ⅴ（2）」 「D：加算Ⅴ（3）」 「E：加算Ⅴ（4）」 「F：加算Ⅴ（5）」 「G：加算Ⅴ（6）」 「H：加算Ⅴ（7）」 「J：加算Ⅴ（8）」 「K：加算Ⅴ（9）」 「L：加算Ⅴ（10）」 「M：加算Ⅴ（11）」 「N：加算Ⅴ（12）」 「P：加算Ⅴ（13）」 「R：加算Ⅴ（14）」 に変更	既存届出内容がいずれの場合も新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 （注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 54：地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 77：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 79：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型) 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		
2	11：訪問介護 12：訪問入浴介護 15：通所介護 16：通所リハビリテーション 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護(短期利用型) 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス 62：介護予防訪問入浴介護 66：介護予防通所リハビリテーション 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等特定処遇改善加算」 「介護職員等ベースアップ等支援加算」 を廃止	なし。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71：夜間対応型訪問介護 78：地域密着型通所介護 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型） 54：地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
3	13：訪問看護 14：訪問リハビリテーション 16：通所リハビリテーション 63：介護予防訪問看護 64：介護予防訪問リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
4	13：訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「緊急時訪問看護加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。 (注) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。
5	13：訪問看護 63：介護予防訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「専門管理加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
6	13：訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「遠隔死亡診断補助加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
7	13：訪問看護 14：訪問リハビリテーション 63：介護予防訪問看護 64：介護予防訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「口腔連携強化加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
8	14：訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算」 「1：なし」 「3：加算アイ」 「6：加算Ａ口」 「4：加算Ｂイ」 「7：加算Ｂロ」 を 「1：なし」 「3：加算イ」 「6：加算ロ」 に変更	既存届出内容が「3：加算アイ」で、新たな届出がない場合は「3：加算イ」とみなし、既存届出内容が「6：加算Ａ口」で、新たな届出がない場合は「6：加算ロ」とみなす。 既存届出内容が「4：加算Ｂイ」「7：加算Ｂロ」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 (注)要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。
9	16：通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算」 「1：なし」 「3：加算アイ」 「6：加算Ａ口」 「4：加算Ｂイ」 「7：加算Ｂロ」 を 「1：なし」 「3：加算イ」 「6：加算ロ」 「8：加算ハ」 に変更	既存届出内容が「3：加算アイ」で、新たな届出がない場合は「3：加算イ」とみなし、既存届出内容が「6：加算Ａ口」で、新たな届出がない場合は「6：加算ロ」とみなす。 既存届出内容が「4：加算Ｂイ」「7：加算Ｂロ」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 (注)要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
10	14：訪問リハビリテーション 16：通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算に係 る医師による説明」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：な し」とみなす。
11	31：居宅療養管理指導 34：介護予防居宅療養管理指導	「その他該当する体制等」欄の 「医療用麻薬持続注射療法加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：な し」とみなす。
12	31：居宅療養管理指導 34：介護予防居宅療養管理指導	「その他該当する体制等」欄の 「在宅中心静脈栄養法加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：な し」とみなす。
13	16：通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄の 「5：大規模の事業所（Ⅰ）（病院・診療 所）」 「8：大規模の事業所（Ⅰ）（介護老人 保健施設）」 「B：大規模の事業所（Ⅰ）（介護医療 院）」 「6：大規模の事業所（Ⅱ）（病院・診療 所）」 「9：大規模の事業所（Ⅱ）（介護老人 保健施設）」 「C：大規模の事業所（Ⅱ）（介護医療 院）」	なし。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
		を廃止	
14	16：通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄の 「D：大規模の事業所(病院・診療所)」 「E：大規模の事業所(介護老人保健施設)」 「F：大規模の事業所(介護医療院)」 「G：大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」 「H：大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」 「J：大規模の事業所(特例)(介護医療院)」 を新設	「D：大規模の事業所(病院・診療所)」 「E：大規模の事業所(介護老人保健施設)」 「F：大規模の事業所(介護医療院)」 「G：大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」 「H：大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」 「J：大規模の事業所(特例)(介護医療院)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
15	16：通所リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
16	21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄の 「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況」 を 「併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況」 に名称変更	(注)要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
17	63：介護予防訪問看護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「緊急時介護予防訪問看護加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」</p> <p>に変更</p>	<p>「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。</p> <p>（注）基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。</p>
18	66：介護予防通所リハビリテーション	<p>「その他該当する体制等」欄の 「運動器機能向上体制」</p> <p>を廃止</p>	なし。
19	66：介護予防通所リハビリテーション	<p>「その他該当する体制等」欄の 「選択的サービス複数実施加算」</p> <p>を</p> <p>「一体的サービス提供加算」</p> <p>に名称変更</p>	（注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。